

平成30年第10回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第10回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成30年9月26日(水)午前9時30分から午前10時50分

2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用賃借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 非農地証明願について

6 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成30年9月事業報告について
2. 平成30年10月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則  
事務局次長 高橋 博喜

## 9 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、ただいまより平成30年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いたします。
議長	それでは、これより平成30年度第10回美里町農業委員会総会を開きます。
議長	本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。11番柴山真二委員、12番尾形 司委員のお二人をお願いいたします。 報告事項に入ります。
議長	報告事項1番、農家相談日について、9月5日に農家相談を行っております。担当の委員より報告をお願いいたします。
大友重善委員	農家相談日について報告します。9月5日、水曜日、会長室におきまして、邊見会長職務代理者、佐々木幸一郎委員、そして私、大友の3人で相談を実施しました。 相談件数は2件ありまして、1件目は                    の                    さんという方で、                    地区に1反分の田んぼがあり、そのうち半分は畑地になっていますが、                    の農地を利用権設定している担い手の方に、                    地区の農地も受けてくれないかという話をしたところ、その方から断られました。そのため、地元の担い手の方にいろいろ打診しましたが、全て断られまし

た。それで、やむなく太陽光ソーラーシステムの設置を思いつき、1種農地となっていることは知っているが、そこを第2種農地に変更できないかということで相談に見えられました。しかし、第2種農地には変更できないということと、太陽光ソーラーシステムは出来ないということをお申し上げ、納得された上でお帰り頂きました。

2件目は、          地区の          さんという方ですが、農地を贈与したいということでご相談に来られました。現在、この農地は

          を通して          を締結していますので、それを一度解約して、その後、農地法第3条による所有権移転の贈与の手続きは出来るという説明をし、納得された上でお帰り頂きました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

（報告事項2、3、4について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知について、一括して説明がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

（なしという声あり）

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、9月13日に農地調査委員会において現地の確認調査を行っておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結

果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございます。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

農地調査委員会は、今月から5番古内世紀委員、委員長の私、6番久道の2名が担当し、伊藤会長、邊見職務代理、事務局から菊地局長、高橋事務局次長の6名により、9月13日に現地調査を行いました。

番号15について、現地は 地区の に位置しております。現在、 と の敷地として使用しており20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号16について、現地は 地区の の に位置しております。 の 敷地として20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号17について、現地は 地区の に位置しております。 の敷地として20年以上経過しておりますから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号18について、現地は 地区の に位置しております。昭和51年8月24日に転用許可を受けており、 の として使用されております。特に問題は見当たらず、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして、議事に入ります。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。  
13番、鈴木幸博委員。

鈴木幸博委員 13番鈴木です。議案番号の 番ですが、 地区の 番、何もなただの農地のど真ん中で、10アール当たり ということですよ。近年の からすると、この は高いように思われるのですが、これに至った経緯についてをまず1点。  
そして、この が周辺の農地に影響を与える可能性について、今後考えられるのかどうかということで、その2点をちょっと質問したいと思います。

議長 事務局、説明願います。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(9:57)

議長 再開いたします。(10:00)

事務局 それでは、13番鈴木幸博委員の質問にお答えいたします。  
譲渡人の さんと譲受人の さんが合意した ですので、事務局では受付いたしました。  
それから2点目の周りへの影響ということでございますけれども、どこのどなたが、どなたに した部分については個人情報ということもあり公表していませんので、影響はないと思ってございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

鈴木幸博委員 はい、ありがとうございました。

議長 そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。  
第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。  
続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題と  
いたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。  
事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案について審議をいた  
します。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。  
第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり許可といたしまして、町長

に報告をいたします。

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ通達をいたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、9月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

番号10から17については、地権者名分の申請です。現地は地

区の 〇〇〇〇 に位置しており、転用目的は工場等の規模拡大です。今回申請の農地以外の箇所も検討されたようですが、ほかに転用可能な土地が見当たらず、申請地は現事業所と工場に隣接することから選定されたものです。農地区分は第2種農地ですので、許可相当と見てきました。

番号18について、現地は 〇〇〇〇 地区の 〇〇〇〇 に位置しており、転用目的は申請者の家族の駐車場、及び自身が経営する建築建設業の従業員のための駐車場及び資材置き場設置です。農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

番号19について、現地は 〇〇〇〇 地区の 〇〇〇〇 に位置しており、転用目的は 〇〇〇〇 集会所の駐車場設置です。農地区分については第2種農地で、ほかに転用可能な土地がないことから許可相当と見てきました。

番号20について、現地は 〇〇〇〇 地区の 〇〇〇〇 に位置しており、転用目的は家族及び来賓の駐車場設置です。農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員からの報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員 11番

署名委員 12番